

退職者医療制度について

◎五十九年十月一日から年金受給者を対象として

国民健康保険の加入者で長い間、会社や役所に勤め年金を受けている人とその家族は、七十歳からの老人保健になるまで、退職者医療制度という新しい制度でお医者さんに掛かることになりました。

◎未届けの方は早く届け出を

退職被保険者の資格は、年金証書等が手もとに届いた日の翌日（年齢等を理由に給付停止を受けている人は、その停止するべき事由が消滅した日の翌日）から十四日以内に届け出をしなければならぬことになっておりますので、未届けの方は早めに届け出てくださ

い。

◎退職被保険者となる人

国保の被保険者で、次の被用者年金各法に基づく老齢または退職を支給の理由とする年金の受給権者（通算老齢「退職」年金の受給権者については、加入期間が二十年以上または四十歳以降十年以上の者）となっております。

※老人保健制度の対象となる人は除かれます。

（条件となる年金制度）

- ①厚生年金保険法②船員保険法③恩給法④国家公務員等共済組合法⑤地方公務員等共済組合法⑥私立学校職員組合法⑦農林漁業団体職員組合法

◎扶養家族の届け出

被扶養者は、国保の加入者で退職被保険者と生活を共にし、主に退職被保険者の収入で生計を維持している方です。この被扶養者認定の範囲は、健康保険の被保険者の取り扱いに準ずることとなっておりますので、該当者は早めに申し出てください。

なお、被扶養者の申し出をしたけれども、成人等を理由に扶養家族の認定から除外された方も「退職被保険者の被扶養者の認定基準」が明確化されたことにより再検討の必要があるかと思われま

す。世帯の生計維持の中心的役割はだれなのか、所得状況等を検討され至急お問い合わせください。

◎資格の発生

退職被保険者となる日は、年金の受給権の発生した日です。国保係でも所轄の年金保険庁から送ら

れてくる名簿等に基づき一定の調査はいたしますが、必ず届け出て「退職被保険者証明書」を受け取り、利用してください。

◎診察の受け方

「国保の被保険者証」と「退職被保険者証明書」を必ず医療機関の窓口へ提出してください。十月診療分について、医療機関等から診療費の請求を受けましたが「退職被保険者証明書」を見せていないばかりに、制度が生かされていない状況が多く見受けられました。

◎給付状況は

退職被保険者本人「医療費の二割、その扶養家族」入院は医療費の二割、外来は医療費の三割となっております。特に扶養家族の場合、外来ですと一般の国保の被保険者と給付状況は変わりませんが、入院の場合は給付率が異なりますので、万一に備え早めに確実な認定を受けるようにしましょう。

また、退職者医療制度は国保事業の経営面でも全く別途の運営形態で、非常に事務が複雑化しています。今一度、自分の家庭を再考し、有資格にもかかわらず本人、

被扶養者として認定を受けていない方は至急係まで申し出てくださ

い。

◎退職被保険者等証明書について
制度が年度途中で発足したため保険証が交付できず、前記証明書の形態をとっていますが、六十年四月からは新保険証の中で明記されると思われまので、今しばらくの辛抱をお願いします。

◎保険税

退職被保険者の保険料は、一般国保被保険者の算定方式に準じて行われ世帯単位に課税されます。一つの世帯に一般の被保険者と退職被保険者がいる場合は、両方の合算額を世帯主に課税します。

国保税の納期は守っていただいでいるでしょうか。健康な日々を安心料として、お互いの力で守られている国保制度をご理解いただき、ぜひ納税を済ませられ四月からの新保険証交付事務にご協力をお願いいたします。

※ご意見やご質問をお寄せください。
☎2111内線1335

【市民課国保係】



◎家庭で話し合せて答えてください。答えは、この広報に出ています。

●もんだい・今年、市内で男女合わせて百〇十〇人の若者が大人の仲間入りをしました。

●しめきり・2月15日

●あて先・〒783 南園市大埔甲二三〇一 南園市役所内広報委員会親子クイズ係

●答えのハガキには必ず、住所氏名、年齢、職業を書いてください。

●賞品・正解者の中から、抽選で五人に図書券を進呈。

第156回当選者発表(敬称略)

(応募総数36通)

●答え・⑨点

●当選者・五人

●牧本静(岡豊町)

●黒木真理(後免町)

●高村克也(園分)

●山地真一(物部)

●福井秀香(里改田)